

指 定 書

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第八号、同法第53条第1項第六号、同法第56条第1項第一号による同法別表第三（に）欄の五の項及び同法第56条第1項第二号ニの規定に基づき、市川都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度を定める区域並びにこれらの数値を次のように変更する。

指定する内容	(容積率)	(建ぺい率)	(建築物の各部分の高さ)	
			(道路斜線)	(隣地斜線)
指定する区域 建築基準法の条項	法第52条第1項第八号の規定により定める数値	法第53条第1項第六号の規定により定める数値	法第56条第1項第一号による別表第三(に)欄の五の項により定める数値	法第56条第1項第二号ニの規定により定める数値
国分・中国分・北国分・堀之内、江戸川河川区域、大町・大野町で都市計画法第8条第1項第7号の風致地区に定められている区域。 都市計画法第8条第1項第12号の緑地保全地区に定められている行徳近郊緑地特別保全地区の区域。	10分の8	10分の4	1.25	1.25
大野町2丁目620番、大野町2丁目854番1、大町431番1、2、北方町4丁目1441番2。 田尻・高谷・原木・上妙典の一部。 江戸川左岸流域下水道江戸川第2終末処理場。	10分の20	10分の6	1.25	1.25
上記を除く用途地域の指定のない区域。	10分の10	10分の5	1.25	1.25